

[事案 28-189] 新契約無効請求

・平成 29 年 3 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

1 か月の間に 5 つの契約を締結させられたとして、契約の無効及び既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの（注：事案 28-188 と申立人、募集人は同一）。

<申立人の主張>

平成 23 年 3 月に契約した終身介護保障保険、総合医療保険、終身がん保険および同年 4 月に契約した生前給付終身保険（本契約）ならびにその他の 1 契約（変額個人年金保険）を無効とし、既払込保険料（合計約 5,200 万円）を返還してほしい。

- (1) 配偶者が死亡した後、精神的に混乱し、判断能力が低下していた自分に、1 か月の間に 5 商品の契約で保険料約 5,200 万円弱を振り込ませた募集人の不適合契約により、経済的損失を受けた。
- (2) 他の代理店を通じて加入していた 3 つの既契約について、募集人は、カスタマーセンターへの解約申し出のためのスクリプトを勝手に作成し、募集人自身の取扱契約へと切り換えていった。
- (3) 死亡保険金受取人について大きな悩みがあった自分に対し、募集人は、「会社設立」の提案をしたが、契約後ヒアリングもなく放置された。
- (4) 本契約は、自分のニーズではなく、募集人が自身の営業成績のために設計したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、少なくとも 18 回の面談を通じて、申立人の意向を確認のうえ、当該意向に沿った商品を提案している。
- (2) 募集人は、申立人に設計書等を用いて保障内容を説明し、重要事項説明書も説明、交付のうえ、申込書及び意向確認書に署名いただいております、募集人に不適切な募集行為は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時において募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、本契約の申込時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不適正な行為があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。